

# 年金、死んだらどうなる？

## 1 減額率変更

---

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。今回も年金に関する情報をお届けします。さて、寒い寒い冬も終わり、街を歩いていても日差しがぬくもりをたっぷり感じられる季節になりました。それでも日中日陰に入るとヒヤッとすることもあり、服装に悩む今日この頃です。最近は男性のノーネクタイが目立ちますよね。当初はクールビズの一貫として夏場を軽装で過ごすということから始まったノーネクタイですが、今では1年を通じてノーネクタイOKの会社が増えてきているようです。かくいう僕自身も仕事柄普段は楽な格好をしていることが多いんですが、やはり公な場に行くときはネクタイをしないと心もとない気がして不安になるんですよね。外国の方がノーネクタイでジャケットをはおっているのを見るとカッコいいと思うんですけど、日本人はそういうライフスタイルがまだ定着していないのか、オシャレというよりはだらしく見えてしまう場合があります。人の振り見て、ではないですが、何歳になってもスマートな服装を心掛けたいものです。

さて、この4月から年金がまた減額になることは以前からお伝えしていましたが、このたびその減額率が変更になりました。当初は1%の減額予定だったんですが、25年の物価や賃金の動向、また消費税増税を考慮にいれ、0.7%の減額に圧縮されました。政府の試算によると厚生年金の夫と専業主婦（もうこれからの時代にはそぐわない）のモデルケースだと月額約1600円のマイナスになります。また、障害基礎年金2級を受給している人を例にとると、月額475円のマイナスです。つまり、6月振込の金額が今までより約1000円少なくなるということですね。政府はたかが1000円と思っているかもしれませんが、年金収入のみに頼っている世帯にとってはこれだけでも十分家計を圧迫します。それに加えて消費税が5%から8%にあがるわけですから、生活に影響を及ぼすのは必至です。スーパーで上手に買い物すれば1000円で結構な数の品が買えますもんね。でも、愚痴ってばかりではしょうがありません。こういった避けようがないことに関しては、事前に情報を仕入れて準備するということが大事です。6月に入って年金機構から送られてきた振込通知をみて、どうしていつもより少ないのとアタフタすることがないようにしたいものです。

## 2 未支給年金

---

この4月から年金制度がいくつか改正されているんですが、その中から一つ興味深いものをご紹介します。年金は常に後払いで支払われているというのはみなさんご存知でしょうか？つまりこの4月に振込まれる年金は2月と3月分なんです。そうすると、年金受給者が亡くなった場合、その亡くなった月（年金は日割りがありません）までの未払いの年金が必ず発生します。これを未支給年金といいます。たとえば3月5日に亡くなったと

すると、2月分と3月分の2か月分の年金が未払いとして宙に浮くこととなります。亡くなった方にお支払するわけにいきませんので、どなたか最後までご面倒を見られていたご親族の方がかわりに受け取るようになります。もちろん、その時に遺族年金が同時に発生する場合があります。ただし、遺族年金を受給できるのは、配偶者か18歳未満の子だけです。夫が亡くなって妻が手続きに行けば、遺族年金と未支給年金の両方を手続きすることになります。父母が亡くなった場合は、自身が18歳未満でないかぎり未支給年金のみとなるわけです。

今回、この未支給年金を請求できる親族の範囲が拡大されました。これまでは、「配偶者・子・父母・祖母・兄弟姉妹」のみだったんですね。今後は、その最後に「それ以外の3親等以外の親族」という文言が加わりました。ずいぶんややこしそうですが、例をあげれば結構簡単です。どういった人が該当するかというと、甥や姪、または子の配偶者（長男の嫁）等が該当します。

これまでは、義理の母が亡くなりましたと言って長男の嫁が年金事務所に駆け込んでも、あなたは請求権がありませんと言われておしまいだったんですね。最後まで私が面倒みていたんです、若いころはあんなにいびられたのにーとか叫んでみてもダメだったんです。それが今回の改正で請求できるようになりました。義理の母や義理の父の最後の年金を受け取れるということです。ただし、問題は先順位に子や兄弟姉妹がいた場合ですね。とうの昔に嫁いで普段知らんぷりだったのに、葬式のときだけ帰ってきて相続やどうやと騒ぎだすような輩、よくドラマなんかにも登場しますよね。この場合請求権としては長男の嫁よりも実子のほうが上なんです。ただし、未支給を請求できる条件として生計同一だったという項目がありますから、実情からみれば最後まで身近で面倒をみていた長男の嫁に請求権があるように思いますが、必要書類一式をそろえて実子が先に提出してしまえば、年金事務所としては受け取らざるをえません。このあたりは全国津々浦々で一悶着ありそうな予感です。ですので、もし身近な親族が亡くなった場合は、最後まで生計同一（広い意味です。必ずしも金銭のやりとりは必要ありません）があった親族がまずはなるべく早く年金事務所へ行くことをおすすめします。

### 3 Q & A

---

さて、今回はいくつか質問がきていますので、それにお答えしたいと思います。

Q・障害年金の請求はいつまでできますか？

A・原則65歳の誕生日の前日までです。それ以降に初めて病院へ行ったような傷病、もしくは事故は対象になりません。ただし、65歳を過ぎてなお厚生年金に加入中の場合で、その期間内に初診日があれば請求可能です。また、65歳以前に初診日があれば、たとえ現在65歳以上でも請求できる可能性が残されているのでお近くの年金事務所で相談してください。

Q・国民年金加入中の夫が亡くなりました。妻は54歳です。遺族年金を請求できますか？

A・遺族基礎年金の請求権は「18歳未満の子を有する配偶者」または「18歳未満の子」です。ご質問の場合、18歳未満の子がいるのかどうか分かりませんが、仮にいないと仮定すると、遺族基礎年金は出ません。ただし、死亡した夫に国民年金納付期間が25年以上あり、なおかつ婚姻関係が10年以上あれば寡婦年金というものが60歳～65歳まで限定的に支給されます。もし、夫に厚生年金の加入期間が25年以上あれば、子の有無に関係なく、すぐに遺族厚生年金を受け取れます。

Q・公務員の妻が死亡しました。夫は厚生年金です。ともに年金を受給していました。夫は妻の遺族年金を受け取れますか？

A・受け取れます。ただし、夫がすでに65歳以上の場合は、ご自身の老齢年金を優先的に受け取らなければいけない（選択できません）ので、仮に勤務期間が長く自分の老齢年金が計算された遺族年金よりも多い場合は遺族年金は全額停止となって支給されません。逆にご自身の老齢年金より遺族年金のほうが多い場合は、その差額のみ受け取れます。

Q・配偶者が障害補償年金（労災）を受け取っています。もし亡くなった場合、遺族年金をもらえますか？

A・障害補償年金を受給するにいたった傷病が原因で死亡した場合は遺族補償年金がもらえます。たとえば、仕事中にアスベストを大量に吸い込み、それが原因で障害補償年金を受給していた患者が、最終的に中皮腫や肺気腫で死亡した場合がそれに該当します。逆に、仕事中の事故により下半身不随となり障害補償年金を受給していた者が、まったく関係のない胃ガン等で死亡した場合は因果関係が認められないため、これに関する遺族補償年金は支給されません。

以上簡単に質問にお答えしましたが、年金はその人が納付してきた月数や、現在の年齢や世帯環境、障害を負った経緯等、一人として同じパターンはありません。お困りの際はお近くの年金事務所に問い合わせるか、年金の専門家である社会保険労務士に相談してみることをおすすめします。では、今回はこのへんで。